

確 認 事 項

次の案件に関する公告の変更，設計図書に対する質問・回答書及び修正事項等は
1 から 3 のとおりです。

令和 7 年 6 月 16 日

広島県西部総務事務所長 上平 毅
(広島県西部建設事務所東広島支所)

工事（業務）名	主要地方道 馬木八本松線 舗装補修工事
入 札 方 式	一般競争入札（事後審査型）
業 種 種 別	舗装工事
公告日又は指名通知日	令和 7 年 6 月 2 日
入 札 日	令和 7 年 6 月 23 日 ～ 令和 7 年 6 月 24 日
開札予定日	令和 7 年 6 月 25 日

- 1 公告変更（様式 2）
なし
- 2 設計図書に対する質問・回答書（様式 3）
なし
- 3 修正事項等（様式 4）
1 件

修 正 事 項 等

令和 7 年 6 月 16 日

工事（業務）名	主要地方道 馬木八本松線 舗装補修工事
入 札 方 式	一般競争入札（事後審査型）
業 種 種 別	舗装工事
公告日又は指名通知日	令和 7 年 6 月 2 日
入 札 日	令和 7 年 6 月 23 日 ～ 令和 7 年 6 月 24 日
開札予定日	令和 7 年 6 月 25 日

修 正 前	修 正 後
特記仕様書（個別事項） 第 1 章総則第 8 節 I C T 活用工事 本工事の I C T 活用工事における工種及び発注型式は次のとおりであり、「I C T 活用工事実施要領（令和 6 年 8 月 1 日改定）」及び「I C T 活用工事共通仕様書（令和 6 年 8 月 1 日改定）」に基づき実施するものとする。 なお、「I C T 活用工事実施要領（令和 6 年 8 月 1 日改定）」及び「I C T 活用工事共通仕様書（令和 6 年 8 月 1 日改定）」に記載のある、国土交通省が定める I C T 活用工事の実施要領及び積算要領は、「I C T の全面的な活用の推進に関する実施方針（令和 6 年 4 月 1 日以降適用）」を適用する。 ・ I C T 活用工事（舗装工（修繕工））の発注者指定（簡易）型	特記仕様書（個別事項） 第 1 章総則第 8 節 I C T 活用工事 本工事の I C T 活用工事における工種及び発注型式は次のとおりであり、「I C T 活用工事実施要領（令和 7 年 6 月 1 日改定）」及び「I C T 活用工事共通仕様書（令和 6 年 8 月 1 日改定）」に基づき実施するものとする。 なお、「I C T 活用工事実施要領（令和 7 年 6 月 1 日改定）」及び「I C T 活用工事共通仕様書（令和 6 年 8 月 1 日改定）」に記載のある、国土交通省が定める I C T 活用工事の実施要領及び積算要領は、「I C T の全面的な活用の推進に関する実施方針（令和 7 年 3 月 31 日まで適用）」を適用する。 ・ I C T 活用工事（舗装工（修繕工））の発注者指定（簡易）型